

令和 2 年度 予算に関する説明資料

各種会計予算総括表	1
一般会計歳入予算前年度比較表	2
一般会計歳出予算前年度比較表	3
一般会計性質別歳出予算前年度比較表	4
市税前年度比較表	5
都市計画税充当説明資料	6
地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費	7
基金の令和 2 年度末における現在高見込額	8
地方債の令和 2 年度末における現在高見込額	9
（参考）一般会計 歳入（地方譲与税・各種交付金）科目説明	10

令和2年度 各種会計予算総括表

(単位：千円、%)

会計区分		令和2年度		令和元年度		比較		摘要 【 】内の数字は令和元年度との比較	
		金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率		
一般会計		12,174,000	53.8	12,368,000	55.8	▲ 194,000	▲ 1.6	○ふるさと納税事業 250,000 【+200,000】 ○公共施設強靱化対策基金積立金 200,050 【皆増】 ○橋りょう維持補修事業 1,000 【▲197,000】 ○住社橋橋りょう整備事業 皆減 【▲128,532】 ○総合体育館管理運営事業 101,118 【▲59,654】	
特別会計	国民健康保険事業	3,413,865	15.1	3,341,903	15.1	71,962	2.2	○保険給付費 2,534,865 【+130,559】 ○国民健康保険事業費納付金 775,746 【▲46,566】 ○保健事業費 57,911 【▲10,756】	
	後期高齢者医療	354,327	1.6	342,918	1.5	11,409	3.3	○後期高齢者医療広域連合納付金 335,362 【+14,011】 ○保健事業費 9,300 【▲2,719】	
	介護保険	3,171,911	14.0	3,157,270	14.2	14,641	0.5	○保険給付費 2,925,918 【+22,283】 ○地域支援事業費 171,325 【▲10,403】	
	公共下水道事業	—	—	1,285,243	5.8	▲ 1,285,243	皆減	※令和2年度から公営企業法適用のため企業会計へ移行	
	農業集落排水事業	—	—	107,012	0.5	▲ 107,012	皆減		
	東根財産区	504	0.0	501	0.0	3	0.6	○下刈作業業務委託料 180 【+3】	
計	6,940,607	30.7	8,234,847	37.1	▲ 1,294,240	▲ 15.7			
企業会計	水道事業	収益的支出	1,061,652	4.7	1,125,004	5.1	▲ 63,352	▲ 5.6	○仙南・仙塩広域水道受水費 412,436 【▲74,015】 ○災害による損失(浄水場災害復旧) 27,500 【皆増】 ※水道料金改定(基本料金▲100円等)
		資本的支出	324,540	1.4	436,348	2.0	▲ 111,808	▲ 25.6	○老朽配水管布設替工事 132,220 【▲26,060】 ○工事に係る路面復旧費 1,000 【▲46,400】 ○企業債元金償還金 59,825 【▲3,284】
	下水道事業	収益的支出	990,347	4.4	—	—	990,347	皆増	○流域下水道管理運営費負担金 71,383 【▲1,751】 ○減価償却費 614,692 【皆増】 ※【 】内は令和元年度特別会計の額との比較
		資本的支出	1,125,502	5.0	—	—	1,125,502	皆増	○汚水管渠工事費 117,627 【+9,802】 ○雨水管渠工事費 90,000 【+80,000】 ※【 】内は令和元年度特別会計の額との比較
	計	3,502,041	15.5	1,561,352	7.1	1,940,689	124.3		
合計	22,616,648	100.0	22,164,199	100.0	452,449	2.0			

令和2年度 一般会計歳入予算前年度比較表

歳入

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度		令和元年度		比 較		摘 要 【 】内の数字は令和元年度との比較
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
1 市税	3,240,150	26.6	3,306,840	26.7	▲ 66,690	▲ 2.0	○個人市民税 1,078,237 【▲30,860】 ○法人市民税 151,257 【▲49,370】 ○自動車重量譲与税 140,000 【+10,000】 ○森林環境譲与税 12,236 【皆増】 ○令和元年10月創設(令和2年度交付開始) ○税率改正に伴う増 ○平年度化及び臨時的軽減終了等による増 ○個人住民税減収補填 18,000 【±0】 ○自動車税・軽自動車税減収補填 2,600 【▲2,400】 ○普通交付税 3,150,000 【+150,000】 ○震災復興特別交付税 73,060 【▲161,975】 ○私立保育所保育料負担金 14,467 【▲19,733】 ○橋りょう整備事業負担金 皆減 【▲31,402】 ○保育料 15,401 【▲34,243】 ○社会資本整備総合交付金 39,495 【▲89,965】 ○大規模修繕更新事業費補助金 皆減 【▲102,300】 ○地域介護医療総合確保事業補助金 皆減 【▲39,200】 ○災害救助費交付金 70,500 【皆増】 ○土地建物貸付収入 14,401 【▲1,232】 ○土地売払収入 26,500 【+500】 ○ふるさと納税寄附金 500,000 【+400,000】 ○角田市育英会寄附金 13,453 【▲37,547】 ○財政調整基金繰入金 606,000 【+26,000】 ○文化財取得基金繰入金 皆減 【▲40,847】 ○土地改良施設維持管理適正化事業交付金 皆減 【▲12,870】 ○道路・街路整備事業充当債 16,400 【▲84,300】 ○橋りょう整備事業充当債 皆減 【▲86,200】
2 地方譲与税	202,246	1.7	180,010	1.5	22,236	12.4	
3 利子割交付金	1,500	0.0	3,000	0.0	▲ 1,500	▲ 50.0	
4 配当割交付金	5,000	0.0	10,000	0.1	▲ 5,000	▲ 50.0	
5 株式等譲渡所得割交付金	5,000	0.0	5,000	0.0	0	0.0	
6 法人事業税交付金	18,000	0.2	—	—	18,000	皆増	
7 地方消費税交付金	660,000	5.4	580,000	4.7	80,000	13.8	
8 ゴルフ場利用税交付金	3,500	0.0	3,500	0.0	0	0.0	
9 環境性能割交付金	18,000	0.2	10,000	0.1	8,000	80.0	
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	13,000	0.1	13,000	0.1	0	0.0	
11 地方特例交付金	20,600	0.2	23,000	0.2	▲ 2,400	▲ 10.4	
12 地方交付税	3,673,060	30.2	3,705,035	30.0	▲ 31,975	▲ 0.9	
13 交通安全対策特別交付金	4,000	0.0	4,000	0.0	0	0.0	
14 分担金及び負担金	24,217	0.2	75,250	0.6	▲ 51,033	▲ 67.8	
15 使用料及び手数料	124,383	1.0	164,517	1.4	▲ 40,134	▲ 24.4	
16 国庫支出金	1,059,717	8.7	1,200,357	9.7	▲ 140,640	▲ 11.7	
17 県支出金	848,086	7.0	826,316	6.7	21,770	2.6	
18 財産収入	46,043	0.4	47,288	0.4	▲ 1,245	▲ 2.6	
19 寄附金	513,463	4.2	151,010	1.2	362,453	240.0	
20 繰入金	679,337	5.6	693,189	5.6	▲ 13,852	▲ 2.0	
21 繰越金	50,000	0.4	50,000	0.4	0	0.0	
22 諸収入	357,098	2.9	383,388	3.1	▲ 26,290	▲ 6.9	
23 市債	607,600	5.0	905,300	7.3	▲ 297,700	▲ 32.9	
0 自動車取得税交付金	—	—	28,000	0.2	▲ 28,000	皆減	
歳 入 合 計	12,174,000	100.0	12,368,000	100.0	▲ 194,000	▲ 1.6	

令和2年度 一般会計歳出予算前年度比較表

歳出

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度		令和元年度		比 較		摘 要 【 】内の数字は令和元年度との比較
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
1 議会費	161,214	1.3	171,169	1.4	▲ 9,955	▲ 5.8	○議員報酬・期末手当 91,753 【▲7,587】 ○議員共済会負担金 23,997 【▲2,584】
2 総務費	2,309,270	19.0	1,908,377	15.4	400,893	21.0	○災害派遣職員受入事業 66,648 【皆増】 ○公共施設強靱化対策基金積立金 200,050 【皆増】 ○ふるさと納税事業 250,000 【+200,000】
3 民生費	3,877,881	31.9	3,778,487	30.6	99,394	2.6	○施設型・地域保育型給付事業 431,182 【+35,981】 ○地域医療介護総合確保事業 皆減 【▲39,200】 ○災害救助事業 75,281 【+69,990】
4 衛生費	971,775	8.0	951,905	7.7	19,870	2.1	○みやぎ県南中核病院企業団負担金等 312,731 【+4,790】 ○感染症予防事業 70,481 【+9,636】 ○仙南広域仙南クンセンター負担金 46,881 【+7,203】
5 労働費	15,232	0.1	16,212	0.1	▲ 980	▲ 6.0	○シルバー人材センター補助金 12,000 【▲1,000】
6 農林業費	549,805	4.5	628,869	5.1	▲ 79,064	▲ 12.6	○角田ブランド構築推進事業 皆減 【▲6,815】 ○県営農業農村整備事業負担金 32,830 【▲34,453】 ○農業集落排水事業補助金 75,282 【+12,874】
7 商工費	310,142	2.6	328,143	2.7	▲ 18,001	▲ 5.5	○企業誘致促進事業 3,116 【▲1,669】 ○観光振興事業 11,818 【+2,619】 ○道の駅かくた管理運営事業 24,087 【+3,893】
8 土木費	1,087,316	8.9	1,510,883	12.2	▲ 423,567	▲ 28.0	○坊前線道路整備事業 皆減 【▲40,000】 ○橋りょう維持補修事業 1,000 【▲197,000】 ○住社橋橋りょう整備事業 皆減 【▲128,532】
9 消防費	447,687	3.7	482,478	3.9	▲ 34,791	▲ 7.2	○仙南広域消防費負担金 340,040 【+7,047】 ○防火水槽整備事業 皆減 【▲10,379】 ○放射線対策事業 3,317 【▲32,886】
10 教育費	1,213,027	10.0	1,412,864	11.4	▲ 199,837	▲ 14.1	○学校・社会教育施設等長寿命化計画策定事業 皆減 【▲41,500】 ○小中学校施設整備事業 3,000 【▲35,587】 ○総合体育館管理運営事業 101,118 【▲59,654】
11 災害復旧費	29,519	0.2	9,000	0.1	20,519	228.0	
12 公債費	1,171,122	9.6	1,139,603	9.2	31,519	2.8	○定期償還元金 1,102,359 【+35,557】 ○定期償還利子 67,763 【▲4,038】
13 諸支出金	10	0.0	10	0.0	0	0.0	
14 予備費	30,000	0.2	30,000	0.2	0	0.0	
歳出合計	12,174,000	100.0	12,368,000	100.0	▲ 194,000	▲ 1.6	

令和2年度 一般会計性質別歳出予算前年度比較表

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度		令和元年度		比 較		摘 要 【 】内の数字は令和元年度との比較
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
1 義務的経費	5,636,709	46.3	5,432,945	43.9	203,764	3.8	
人件費	2,538,214	20.9	2,392,055	19.3	146,159	6.1	○職員人件費(選挙等除き) 1,914,676 【+43,258】 ○会計年度任用等職員人件費 417,788 【+179,404】
扶助費	1,927,229	15.8	1,901,127	15.4	26,102	1.4	○施設型・地域型保育給付費 431,182 【+35,981】 ○児童扶養手当 115,159 【▲22,634】
公債費	1,171,266	9.6	1,139,763	9.2	31,503	2.8	○定期償還元金 1,102,359 【+35,557】 ○定期償還利子 67,763 【▲4,038】
2 投資的経費	431,831	3.5	1,041,839	8.5	▲ 610,008	▲ 58.6	
普通建設事業費	402,312	3.3	1,032,839	8.4	▲ 630,527	▲ 61.0	○橋りょう維持補修事業 1,000 【▲197,000】 ○住社橋橋りょう整備事業 皆減 【▲128,532】
補助事業	90,177	0.7	487,747	4.0	▲ 397,570	▲ 81.5	○橋りょう維持補修事業(補助事業分) 皆減 【▲196,000】 ○住社橋橋りょう整備事業(補助事業分) 皆減 【▲97,093】
単独事業	312,135	2.6	545,092	4.4	▲ 232,957	▲ 42.7	○道路改良事業(単独事業分) 皆減 【▲35,763】 ○総合体育館アリーナ照明設備等改修事業 皆減 【▲124,878】
災害復旧事業費	29,519	0.2	9,000	0.1	20,519	228.0	
3 一般行政経費	6,075,460	49.9	5,863,216	47.4	212,244	3.6	
物件費	1,952,315	16.0	2,082,918	16.8	▲ 130,603	▲ 6.3	○ふるさと納税事業 112,765 【+92,765】 ○臨時雇賃金・社会保険料 皆減 【▲136,680】 ○公共施設等長寿命化計画策定事業 皆減 【▲58,600】
維持補修費	160,846	1.3	167,721	1.4	▲ 6,875	▲ 4.1	○道路維持管理事業 53,389 【+11,364】 ○角田中央公園管理事業 990 【▲5,510】
補助費等	2,634,194	21.6	1,835,497	14.8	798,697	43.5	○仙南地域広域行政事務組合負担金 563,809 【+15,040】 ○下水道事業負担金・補助金 607,008 【皆増】 ○ふるさと納税事業 135,950 【+105,950】
積立金	226,259	1.9	92,427	0.8	133,832	144.8	○公共施設強靱化対策基金積立金 200,050 【皆増】 ○角田市育英会奨学金基金積立金 13,463 【▲37,547】
投資及び出資金・貸付金	334,063	2.8	300,153	2.4	33,910	11.3	○みやぎ県南中核病院企業団出資金 142,669 【+24,354】 ○上水道管路耐震化事業費出資金 31,134 【+9,051】
繰出金	767,783	6.3	1,384,500	11.2	▲ 616,717	▲ 44.5	○介護保険特別会計繰出金 465,000 【+19,799】 ○公共下水道事業等特別会計繰出金 皆減 【▲636,794】
4 予備費	30,000	0.3	30,000	0.2	0	0.0	
歳 出 合 計	12,174,000	100.0	12,368,000	100.0	▲ 194,000	▲ 1.6	

令和2年度 市税前年度比較表

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度		令和元年度		比 較		摘 要
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
1 市民税	1,229,494	38.0	1,309,724	39.6	▲ 80,230	▲ 6.1	
(1)個人	1,078,237	33.3	1,109,097	33.5	▲ 30,860	▲ 2.8	○総所得金額等+1.3%(所得控除額+5.8%)
(2)法人	151,257	4.7	200,627	6.1	▲ 49,370	▲ 24.6	○法人税割の税率改正等による減
2 固定資産税	1,510,705	46.6	1,507,589	45.6	3,116	0.2	
(1)土地・家屋・償却資産	1,509,689	46.6	1,506,572	45.6	3,117	0.2	○課税標準額比較 土地+0.3%、家屋+0.9%、償却資産▲1.4%
(2)国有資産等所在市町村交付金	1,016	0.0	1,017	0.0	▲ 1	▲ 0.1	
3 軽自動車税	114,056	3.5	108,540	3.3	5,516	5.1	
(1)環境性能割	4,000	0.1	954	0.0	3,046	319.3	○平年度化及び臨時的軽減終了等による増
(2)軽自動車税	110,056	3.4	107,586	3.3	2,470	2.3	○新税率適用台数の増
4 市たばこ税	211,912	6.5	209,831	6.3	2,081	1.0	○税率改正等による増
5 都市計画税	173,983	5.4	171,156	5.2	2,827	1.7	○課税標準額比較 土地+0.7%、家屋+2.0%
合 計	3,240,150	100.0	3,306,840	100.0	▲ 66,690	▲ 2.0	

令和 2 年度 都市計画税充当説明資料

(単位：千円)

区 分	一般会計 歳出科目	予算額	財源内訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
						都市計画税 充当額	その他一般財源
街 路	—						
公 園	—						
下水道 (公共下水道事業負担金・補助金 のうち建設費充当額)	—						
都市計画事業	/						
土地区画整理事業	—						
街 路	—						
公 園	12-1-1 12-1-2	1,766				601	1,165
下水道 (公共下水道事業負担金・補助金 のうち公債費等充当額)	8-5-1	509,317				173,382	335,935
土地区画整理事業	—						
過去の都市計画事業等に係る 公債費(地方債の元利償還金)等	/	511,083				173,983	337,100
合 計	/	511,083				173,983	337,100

※令和 2 年度は、過年度実施の公園整備事業及び下水道事業に係る地方債の元利償還金等に充てられている。

※「都市計画税充当額」は、都市計画税を区分ごとの予算額であん分。

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 346,000 千円

（歳出） 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 3,884,558 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業	令和２年度 予算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉	2,395,612	1,293,361		81,874	152,652	867,725
社会保険	1,009,799	185,010		1,419	123,179	700,191
保健衛生	479,147	9,507		611	70,169	398,860
合計	3,884,558	1,487,878		83,904	346,000	1,966,776

※１ 社会保障財源化分の地方消費税交付金は、社会保障４経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう)に要する経費に充てるものとされている。
(注) 「社会保障４経費」…制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

※２ 事業の「社会福祉」は障害者福祉事業、児童福祉事業など。「社会保険」は国民健康保険事業、介護保険事業など。「保健衛生」は地域医療対策事業、感染症予防事業など。

※３ 「社会保障財源化分の地方消費税交付金」の合計額は、地方消費税交付金の予算額 660,000千円のうち社会保障財源化分の346,000千円を計上。
「社会福祉」「社会保険」「保健衛生」の「社会保障財源化分の地方消費税交付金」は、「社会保障財源化分の地方消費税交付金合計額」を一般財源額である分。

基金の令和2年度末における現在高見込額

(単位：千円)

基金名	平成30年度末 現在高	令和元年度中の増減見込額		令和元年度末 現在高見込額	令和2年度当初予算額			令和2年度末 現在高見込額
		積立予定額 ※下段：前年度 決算剰余金処分 による積立	取崩予定額		積立予定額 ※下段：前年度 決算剰余金処分 による積立	取崩予定額	取崩予定額等の説明・充当先 【 】内は積立予定額の主な内容	
財政調整基金	1,346,053	113,855 206,639	542,267	1,124,280	280	606,000	歳入歳出財源不足に対応した取崩し	518,560
減債基金	631,691	120	50,000	581,811	120	50,000	公債費増に対応した取崩し	531,931
その他特定目的基金	315,346	97,896	21,831	391,411	225,859	23,337		593,933
明日を拓く人材育成基金	85,343	20	5,100	80,263	20	4,400	姉妹都市等交流事業（グリーンフィールド市3,700、栗山町・石川町400、目黒区300）	75,883
公共施設強靱化対策基金					200,050		【ふるさと納税寄附金の一部を積立 200,000】	200,050
角田市育英会奨学金基金		51,180	3,982	47,198	13,463	8,657	【角田市育英会からの寄附金を積立 13,453】 角田市育英会奨学金事業8,657（貸付金7,260、事務費1,397）	52,004
長寿社会対策基金	3,173	10	1,500	1,683	10			1,693
21世紀の田園文化創造基金	7,868	10		7,878	10			7,888
農業振興基金	25,070	10	3,420	21,660	10	2,850	野菜生産振興事業1,500、人・農地プラン推進事業1,300、農業担い手育成資金利子補給事業50	18,820
森林環境整備基金		5,759	1,619	4,140	12,246	1,980	【森林環境譲与税交付見込相当額を積立 12,236】 森林経営管理制度意向調査事業1,980	14,406
都市整備基金	149,839	40		149,879	30			149,909
文化財保護基金		40,857	1,950	38,907	10	450	文化財記録映像制作事業200、文化財保護助成事業250	38,467
スポーツ振興基金	44,053	10	4,260	39,803	10	5,000	スポーツ振興事業（阿武隈リバーサイドマラソン大会900、スポーツ団体・クラブ2,800、大会出場助成1,000、スポーツ講演会200、リバー強化支援100）	34,813
合計	2,293,090	418,510	614,098	2,097,502	226,259	679,337		1,644,424

※ 定額運用基金(土地開発基金)は除く。

※ 基金現在高見込額は予算ベース(見込含む)の取崩額により計上しているため、今後の税収等や歳出執行状況により増減する。

基金名	平成30年度末 現在高	令和元年度中の増減見込額		令和元年度末 現在高見込額	令和2年度当初予算額			令和2年度末 現在高見込額
		積立予定額 ※下段：前年度 決算剰余金処分 による積立	取崩予定額		積立予定額 ※下段：前年度 決算剰余金処分 による積立	取崩予定額	取崩予定額等の説明・充当先	
国民健康保険事業財政調整基金	425,290	156 3,509	137,317	291,638	130	140,388	歳入歳出財源不足に対応した取崩し	151,380
介護保険事業財政調整基金	322,769	72 59,413	18,049	364,205	82	15,949	歳入歳出財源不足に対応した取崩し	348,338
東根財産区財産造成基金	5,193	10	461	4,742	10	464	歳入歳出財源不足に対応した取崩し	4,288

地方債の令和2年度末における現在高見込額

(単位：千円)

会計区分	地方債区分	平成30年度末 現在高	令和元年度末 現在高見込額	令和2年度中増減見込み		令和2年度末 現在高見込額	
				起債見込額	元金償還見込額		
一般会計	1. 普通債	(17,724) 8,872,261	(14,507) 9,197,643	247,600	(3,363) 631,505	(11,144) 8,813,738	
	2. 災害復旧債	157,628	3,288,755		22,920	3,265,835	
	3. 減税補てん債	93,124	70,716		19,361	51,355	
	4. 臨時財政対策債	5,655,975	5,615,294	360,000	428,573	5,546,721	
	小計	(17,724) 14,778,988	(14,507) 18,172,408	607,600	(3,363) 1,102,359	(11,144) 17,677,649	
企業会計	水道事業	1. 企業債	818,341	755,232		59,825	695,407
	下水道事業	1. 公共下水道事業債	(425,879) 6,096,774	(347,284) 5,720,053	135,500	(56,975) 515,818	(290,309) 5,339,735
		2. 流域下水道事業債	(21,661) 241,070	(17,001) 222,660	9,900	(4,886) 21,841	(12,115) 210,719
		3. 資本費平準化債	2,822,194	2,829,118	267,500	212,121	2,884,497
		4. 下水道事業特例債	683,937	700,637	57,400	44,440	713,597
		5. 高資本費対策借換債	17,671	0	0	0	0
		6. 災害復旧債	80,740	79,180		4,712	74,468
		小計	(447,540) 9,942,386	(364,285) 9,551,648	470,300	(61,861) 798,932	(302,424) 9,223,016
	農業集落排水事業	1. 農業集落排水事業債	486,701	446,177	13,800	43,649	416,328
		2. 資本費平準化債	199,528	206,420	26,800	17,156	216,064
		3. 災害復旧債	5,630	9,557		413	9,144
		小計	691,859	662,154	40,600	61,218	641,536
	下水道事業計		(447,540) 10,634,245	(364,285) 10,213,802	510,900	(61,861) 860,150	(302,424) 9,864,552
	企業会計計		(447,540) 11,452,586	(364,285) 10,969,034	510,900	(61,861) 919,975	(302,424) 10,559,959
	合計		(465,264) 26,231,574	(378,792) 29,141,442	1,118,500	(65,224) 2,022,334	(313,568) 28,237,608

※貸付利率4%以上の地方債は、()で内書き

～ 一般会計 歳入（地方譲与税・各種交付金）科目説明 ～

2 款 地方譲与税

- 1 項 地方揮発油譲与税・3 項 地方道路譲与税
譲与総額・・・地方揮発油税収入額の全額
揮発油税（48,600 円/kℓ）に地方揮発油税（5,200 円/kℓ）を併せて課税
譲与団体・・・都道府県及び市町村（特別区を含む。）
譲与基準・・・都道府県 58/100、市町村 42/100（1/2:市町村道の延長、1/2:市町村道の面積で按分）
地方道路譲与税は、平成 21 年度から地方揮発油譲与税に改正され、それまでの道路
特定財源としての使途制限が廃止され一般財源化された。
- 2 項 自動車重量譲与税
譲与総額・・・自動車重量税収入額の 422/1,000（令和元年度改正により県への譲与制度創設）
譲与団体・・・都道府県及び市町村（特別区を含む。）
譲与基準・・・都道府県 15/1,000、市町村 407/1,000（1/2:市町村道の延長、1/2:市町村道の面積で按分）
自動車重量譲与税は、平成 21 年度から道路特定財源としての使途制限が廃止され
一般財源化された。
- 4 項 森林環境譲与税
譲与総額・・・森林環境税収入額の全額 ※（令和元年度：200 億円、令和 2 年度～：400 億円）
※森林環境税は令和 6 年度からの課税であり、課税前における譲与税配分額は、当初譲与
税特別会計における借入金により対応とされていたが、令和 2 年度改正により借入金で対
応せず、地方公共団体金融機構公庫債権金利変動準備金を活用することとなった。
譲与団体・・・都道府県及び市町村（特別区を含む。）
譲与基準・・・都道府県 1/10(令和 3 年度までは 2/10)、市町村 9/10(令和 3 年度までは 8/10)
(5/10:私有林人工林面積(林野率補正)、2/10:林業就業者数、3/10:国勢調査人口で按分)
使 途・・・森林整備及びその促進に関する費用に充当

3 款 利子割交付金

- 1 項 利子割交付金
所得税における利子課税制度が昭和 63 年 4 月 1 日から実施されたが、これにより地方税法も改正さ
れて都道府県民税に利子割が創設された。
課税主体・・・都道府県
納税義務者・・・利子等の支払いを受ける者（利子等の支払い金融機関を特別徴収義務者として徴収する。）
※平成 28 年 1 月 1 日以降に支払いを受ける法人は対象から外れ、個人に限定された。
課税標準・・・支払いを受けるべき利子等の額（所得税と同一）
税率・・・5%〔都道府県 2%+市町村 3%〕（所得税 15%）
交付金・・・利子割収入額から徴税費相当額(1%)を控除した後の金額の 3/5 が市町村に交付される。
市町村の交付基準は、個人都道府県民税収入決算額の県計に対する割合（前年度以前 3 年
度分の平均値）で按分

4 款 配当割交付金

- 1 項 配当割交付金
平成 15 年度税制改正で都道府県税として県民税配当割が創設され、平成 16 年 1 月 1 日以後に支払い
を受ける配当等に課税される。税率は 5%で、国税である所得税 15%と一緒に徴収される。
課税主体・・・都道府県
納税義務者・・・特定配当等の支払いを受ける者（上場株式等配当を支払いする者を特別徴収義務者
として徴収する。）
課税標準・・・①上場株式等配当等 ②公募証券投資信託の収益の分配に係る配当 など
税率・・・5%
交付金・・・配当割収入額から徴税費相当額(1%)を控除した後の金額の 3/5 が市町村に交付される。
市町村の交付基準は、個人都道府県民税収入決算額の県計に対する割合（前年度以前
3 年度分の平均値）で按分

5 款 株式等譲渡所得割交付金

- 1 項 株式等譲渡所得割交付金
平成 15 年度税制改正で都道府県税として県民税株式等譲渡所得割が創設され、平成 16 年 1 月 1 日以後に
おける源泉徴収口座内の株式等の譲渡益に課税される。税率は 5%で、国税である所得税 15%と一緒に徴収
される。
課税主体・・・都道府県
納税義務者・・・譲渡益等の支払いを受ける個人（個人投資家の源泉徴収口座が開設されている証券会社を
特別徴収義務者として徴収する。）
課税標準・・・源泉徴収口座内の株式等の譲渡に係る所得金額
税率・・・5%
交付金・・・株式等譲渡所得割収入額から徴税費相当額(1%)を控除した後の金額の 3/5 が市町村に交
付される。市町村の交付基準は、個人都道府県民税収入決算額の県計に対する割合（前年
度以前 3 年度分の平均値）で按分

6 款 法人事業税交付金

- 1 項 法人事業税交付金
都道府県税である法人事業税は、法人の資本金の区分等に応じ、付加価値割、資本割、所得割等により課
税される。令和元年 10 月 1 日から法人事業税の一部を市町村に交付する制度が創設された（令和元年度分
は令和 2 年度にまとめて交付される）。
課税主体・・・都道府県
納税義務者・・・事業を行う法人（事務所等所在の都道府県が課税）
交付金・・・都道府県に納付された税額（標準税率分）の 7.7%が市町村に交付される（経過措置とし
て、令和 2 年度については 3.4%）。市町村の交付基準は、従業者数の割合で按分
（経過措置として、令和 2 年度は法人税割額で按分、令和 3 年度は 2/3:法人税割額、1/3:
従業者数で按分、令和 4 年度は 1/3:法人税割額、2/3:従業者数で按分）。

7 款 地方消費税交付金

1 項 地方消費税交付金

平成6年度の税制改革で都道府県税として地方消費税が創設され、平成9年4月1日から施行された。税率は、当初の1.0%から平成26年4月1日より1.7%へ、令和元年10月1日より2.2%へ引上げされた(ただし、軽減税率制度が適用となるものは1.76%)。

なお、平成26年4月及び令和元年10月の引上げ分は、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。交付金・・・・・・地方消費税の1/2相当額が市町村に交付される。市町村の交付基準は、その1/2が国勢調査人口、1/2が経済センサス・基礎調査従業者数で按分されるが、平成26年4月及び令和元年10月の引上げ分については、社会保障財源化されることを踏まえ、全額国勢調査人口で按分される。

8 款 ゴルフ場利用税交付金

1 項 ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場所在の市町村に対し、都道府県が収納した当該ゴルフ場にかかるゴルフ場利用税収入額の7/10に相当する額が交付される。

課税主体・・・・・・都道府県

納税義務者・・・・・・ゴルフ場の利用者

税率・・・・・・標準税率は1人1日につき800円(制限税率1,200円)
角田市民ゴルフ場 税率 12級 330円/人
仙台グリーンゴルフクラブ 税率 9級 550円/人
(角田市と白石市との面積按分 108,757㎡ 10.338%)

交付金・・・・・・ゴルフ場利用税収入額の7/10

9 款 環境性能割交付金

1 項 環境性能割交付金

自動車の燃費性能等に応じ、主たる定置場所在地においてその取得者に課税されるもので、都道府県が課す登録車(普通自動車など)について交付されるもの(軽自動車に係る環境性能割は市税となる)。

課税主体・・・・・・都道府県

納税義務者・・・・・・自動車(登録車)の取得者

税率・・・・・・取得価格に対して環境性能に応じ、乗用車：非課税～3%、営業車：非課税～2%
※令和元年10月1日から令和2年9月30日までの取得について、税率1%分を軽減

交付金・・・・・・都道府県に納付された税額の95%(徴税费相当分を控除)の47/100相当額(令和4年度以降43/100)が交付される。市町村の交付基準は、その1/2が市町村道の延長、1/2が市町村道の面積で按分

10 款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

1 項 国有提供施設等所在市町村助成交付金

国が所有する固定資産のうち、米軍及び自衛隊が使用する施設(飛行場、演習場等の用に供する固定資産(弾薬庫及び燃料庫の用に供する土地建物も含む。))が所在する市町村に対し、当該固定資産の価格、当該市町村の財政状況等を考慮して交付される。

別名:基地交付金(国有提供施設等市町村助成交付金に関する法律)

交付金・・・・・・交付金総額のうち、7/10相当額は、土地、建物及び工作物の価格総額で按分して交付され、残りの3/10相当額は、当該市町村の財政状況等を考慮して交付される。

11 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

○個人住民税減収補填特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために地方特例交付金を交付されるもの。

交付対象・・・・・・都道府県、市町村及び特別区

交付金・・・・・・交付金総額の3/5(県2/5)に相当する額を、各市町村の住宅借入金等特別控除見込額で按分した額が交付される。

○自動車税・軽自動車税減収補填特例交付金

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの自動車取得に係る環境性能割の臨時的軽減(税率1%分)に伴う地方公共団体の減収を補填するために地方特例交付金を交付されるもの。

交付対象・・・・・・都道府県、市町村及び特別区

交付金・・・・・・減収分は地方特例交付金により全額補填

13 款 交通安全対策特別交付金

1 項 交通安全対策特別交付金

都道府県及び市町村の交通安全施設整備事業の財源措置として、道路交通法の反則金を財源に交付される。

交付金・・・・・・県基準額から指定都市基準額を控除した額の1/3の額(市町村基準額)が交付される。市町村の交付基準は、その2/4が交通事故(人身)発生件数、1/4が人口集中地区人口、1/4が改良済道路延長で按分